

兵庫県公報

令和元年6月28日 金曜日 第18号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 入札参加審査会規程の一部を改正する訓令（契約管理課）	2
告示	
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	2
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 工業標準化法の一部改正に伴う水大気課所管の関係告示の整備に関する規程（同）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
○ 同上（同）	4
○ 平成19年兵庫県告示第1311号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成19年兵庫県告示第1065号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成20年兵庫県告示第1089号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	5
○ 同上（同）	6
公告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	11
○ 入札公告（契約管理課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	18
○ 同上（同）	18
○ 入札公告（管理課）	19
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	22
病院局告示	
○ 公印の廃止及び新調	24
教育委員会規則	
○ 兵庫県文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則	24
教育長訓令	
○ 教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令	25
公安委員会規則	
○ 情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則	25
警察本部告示	
○ 情報公開条例施行規程及び個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示	25
正誤	
○ 平成27年3月31日付け兵庫県公報14号外中	26
○ 令和元年6月1日付け兵庫県公報号外中	26

公布された法令のあらまし

●兵庫県文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）

工業標準化法の一部改正により、日本工業規格が日本産業規格に改められることに伴い、次に掲げる規則について字句の整理を行うこととした。

- 1 兵庫県文化財保護条例施行規則
- 2 兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

- 3 個人情報の保護に関する条例施行規則
- 4 情報公開条例施行規則
- 情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）
工業標準化法の一部改正等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

訓 令

兵庫県訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

入札参加者審査会規程の一部を改正する訓令

入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3病院部会の款加古川医療センター分科会の項の次に次のように加える。

丹波医療センター分科会	県立丹波医療センター
-------------	------------

別表第3病院部会の款柏原病院分科会の項を削る。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
三木市	稲田地区	令和元年6月28日から 同 年7月18日まで	三木市役所



兵庫県告示第176号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日

坊勢加入区	令和元年6月5日
相生加入区	同上



兵庫県告示第177号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

加古郡播磨町新島9番の一部

2 特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、二クロロ四・六-ビス（エチルアミノ）一・三・五-トリアジン、シアン化合物、N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-四クロロベンジル、四塩化炭素、一・二-ジクロロエタン、一・一-ジクロロエチレン、一・二-ジクロロエチレン、一・三-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、テトラメチルチウラムジスルフィド、一・一・一-トリクロロエタン、一・一・二-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



兵庫県告示第178号

工業標準化法の一部改正に伴う水大気課所管の関係告示の整備に関する規程を次のとおり定め、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

工業標準化法の一部改正に伴う水大気課所管の関係告示の整備に関する規程

第1条 昭和48年兵庫県告示第544号の7（大気汚染防止法の規定に基づく燃料使用基準）の一部を次のように改正する。

表の備考4中「、日本工業規格（以下「規格」という。）K2273に定める酸素法、規格」を「または日本産業規格」に、「空気法または規格K2263に定めるポンプ法」を「硫黄分試験方法」に改める。

第2条 平成8年兵庫県告示第8号の2（特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準）の一部を次のように改正する。

2(4)ウ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3条 平成8年兵庫県告示第542号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準）の一部を次のように改正する。

別表第6の備考8中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「：1983」を削る。

第4条 平成13年兵庫県告示第274号（環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準）の一部を次のように改正する。

備考1(3)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「：1983」を削る。



兵庫県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
畑の原 I-2 (102020084)	姫路市家島町真浦 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山(4) I-2 (102020085)	姫路市家島町真浦 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
右ノ浦(1) I-2 (102020086)	姫路市家島町真浦 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
釜の上(3) I-2 (102020087)	姫路市家島町宮 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所、姫路市役所危機管理室、家島事務所及び坊勢サービスセンターに備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩屋(1) I (2) (134010111)	神崎郡神河町岩屋 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第181号

平成19年兵庫県告示第1311号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

畑の原 I (102020001) の項中別図1、畑(2) I (102020005) の項中別図5、山谷(2) I (102020009) の項中別図9、城山(4) I (102020017) の項中別図17、右ノ浦(1) I (102020018) の項中別図18、三軒家町(7) I (102020038) の項中別図45、釜の上(3) I (102020049) の項中別図56を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所、姫路市役所危機管理室、家島事務所及び坊勢サービスセンターに備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第182号

平成19年兵庫県告示第1065号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

大畑(6) II (134010028) の項中別図28、大畑(7) II (134010030) の項中別図30、大畑(3) I (134010032) の項中別図32、大畑(1) I (134010033) の項中別図33、曲谷川 I (234010001) の項中別図39、新田川 II (234010002) の項中別図40、吹上川 I (234010012) の項中別図50を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及

び神河町役場建設課に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第183号

平成20年兵庫県告示第1089号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

岩屋(1) I (134010063) の項中別図25、福本右谷 II (234010102) の項中別図151を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
畑の原 I (102020001)	姫路市家島町真浦（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
畑(2) I (102020005)	姫路市家島町真浦（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
山谷(2) I (102020009)	姫路市家島町真浦（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
尻貝(1) I (102020012)	姫路市家島町真浦（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
城山(4) I (102020017)	姫路市家島町真浦（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
右ノ浦(1) I (102020018)	姫路市家島町真浦（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
左ノ浦(2) I (102020021)	姫路市家島町真浦（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
網場(2) I (102020023)	姫路市家島町真浦（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
真浦A II (102020024)	姫路市家島町真浦（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
真浦B II (102020025)	姫路市家島町真浦（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
小網手2 II (102020027)	姫路市家島町真浦（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
三軒家町(6) I (102020037)	姫路市家島町宮（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

三軒家町(7) I (102020038)	姫路市家島町宮 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
観音堂 I (102020042)	姫路市家島町宮 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
釜の上(3) I (102020049)	姫路市家島町宮 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
西ノ浦(7) I (102020073)	姫路市家島町坊勢 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西ノ浦(8) I (102020074)	姫路市家島町坊勢 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坊勢 I (102020076)	姫路市家島町坊勢 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
坊勢 A II (102020077)	姫路市家島町坊勢 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所、姫路市役所危機管理室、家島事務所及び坊勢サービスセンターに備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新田 I (134010001)	神崎郡神河町新田 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
新田(1) II (134010003)	神崎郡神河町新田 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
新田(2) II (134010004)	神崎郡神河町新田 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
新田(2) I (134010005)	神崎郡神河町新田 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
新田(1) I (134010006)	神崎郡神河町新田 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
新田(2) III (134010007)	神崎郡神河町新田 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
新田(4) I (134010008)	神崎郡神河町新田 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

新田(6)Ⅱ (134010009)	神崎郡神河町新田(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
新田(5)Ⅱ (134010010)	神崎郡神河町新田(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
作畑Ⅰ (134010011)	神崎郡神河町作畑(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
作畑(1)Ⅱ (134010012)	神崎郡神河町作畑(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
作畑(3)Ⅰ (134010013)	神崎郡神河町作畑(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
作畑(2)Ⅱ (134010014)	神崎郡神河町作畑(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
作畑(3)Ⅱ (134010015)	神崎郡神河町作畑(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
作畑(4)Ⅱ (134010016)	神崎郡神河町作畑(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
作畑(5)Ⅱ (134010017)	神崎郡神河町作畑(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
作畑(6)Ⅱ (134010018)	神崎郡神河町作畑(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
作畑(7)Ⅱ (134010019)	神崎郡神河町作畑(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
作畑(2)Ⅰ (134010020)	神崎郡神河町作畑(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
作畑(8)Ⅱ (134010021)	神崎郡神河町作畑(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大畑(1)Ⅱ (134010022)	神崎郡神河町大畑(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大畑(2)Ⅱ (134010023)	神崎郡神河町大畑(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大畑(3)Ⅱ (134010024)	神崎郡神河町大畑(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大畑(5)Ⅱ (134010025)	神崎郡神河町大畑(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大畑(4)Ⅰ (134010026)	神崎郡神河町大畑(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大畑(5)Ⅰ (134010027)	神崎郡神河町大畑(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大畑(6)Ⅱ (134010028)	神崎郡神河町大畑(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

大畑(2) I (134010029)	神崎郡神河町大畑 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大畑(7) II (134010030)	神崎郡神河町大畑 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大畑(8) II (134010031)	神崎郡神河町大畑 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
大畑(3) I (134010032)	神崎郡神河町大畑 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
大畑(1) I (134010033)	神崎郡神河町大畑 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
大畑(9) II (134010034)	神崎郡神河町大畑 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
大畑(10) II (134010035)	神崎郡神河町大畑 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大畑(6) I (134010036)	神崎郡神河町大畑 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大畑(11) II (134010038)	神崎郡神河町大畑 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上越知 I (134010039)	神崎郡神河町越知 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
越知(3) I (134010040)	神崎郡神河町越知 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
越知(4) I (134010041)	神崎郡神河町越知 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
越知(2) I (134010043)	神崎郡神河町越知 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
越知(5) I (134010044)	神崎郡神河町越知 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
越知(1) I (134010045)	神崎郡神河町越知 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
越知(2) II (134010047)	神崎郡神河町越知 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
越知(3) II (134010048)	神崎郡神河町越知 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
越知(4) II (134010049)	神崎郡神河町越知 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
越知(3) III (134010052)	神崎郡神河町越知 (別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
岩屋(1) I (134010063)	神崎郡神河町岩屋 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり

井ノ口 I (134010064)	神崎郡神河町岩屋 (別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
岩屋(1) II (134010066)	神崎郡神河町岩屋 (別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
岩屋(2) II (134010067)	神崎郡神河町岩屋 (別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
岩屋(3) II (134010068)	神崎郡神河町岩屋 (別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
岩屋(4) II (134010069)	神崎郡神河町岩屋 (別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
堂河原 II (134010070)	神崎郡神河町岩屋 (別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
岩屋(5) II (134010071)	神崎郡神河町岩屋 (別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
根宇野(2) I (134010073)	神崎郡神河町根宇野 (別図 55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
根宇野(1) I (134010074)	神崎郡神河町根宇野 (別図 56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
根宇野(3) I (134010075)	神崎郡神河町根宇野 (別図 57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
根宇野(2) II (134010077)	神崎郡神河町根宇野 (別図 58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
根宇野(3) II (134010078)	神崎郡神河町根宇野 (別図 59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
根宇野(4) II (134010079)	神崎郡神河町根宇野 (別図 60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
山田(2) I (134010080)	神崎郡神河町山田 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
山田 I (134010081)	神崎郡神河町山田 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
山田(3) I (134010082)	神崎郡神河町山田 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
山田(1) II (134010083)	神崎郡神河町山田 (別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
山田(2) II (134010084)	神崎郡神河町山田 (別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
山田(3) II (134010085)	神崎郡神河町山田 (別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
山田(5) II (134010087)	神崎郡神河町山田 (別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり

山田(1)Ⅲ (134010088)	神崎郡神河町山田(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
中村(1)Ⅱ (134010090)	神崎郡神河町中村(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
中村(2)Ⅱ (134010091)	神崎郡神河町中村(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
粟賀町Ⅰ (134010103)	神崎郡神河町粟賀町(別図 71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
福山(2)Ⅰ (134010109)	神崎郡神河町福本(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
曲谷川Ⅰ (234010001)	神崎郡神河町新田(別図73 のとおり)	土石流	別図73のとおり
新田川Ⅱ (234010002)	神崎郡神河町新田(別図74 のとおり)	土石流	別図74のとおり
作畑上谷Ⅱ (234010006)	神崎郡神河町作畑(別図75 のとおり)	土石流	別図75のとおり
作畑東谷Ⅰ (234010007)	神崎郡神河町作畑(別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり
作畑中谷Ⅱ (234010009)	神崎郡神河町作畑(別図77 のとおり)	土石流	別図77のとおり
吹上谷川Ⅰ (234010011)	神崎郡神河町作畑(別図78 のとおり)	土石流	別図78のとおり
吹上川Ⅰ (234010012)	神崎郡神河町作畑(別図79 のとおり)	土石流	別図79のとおり
作畑下谷Ⅱ (234010013)	神崎郡神河町作畑(別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
大畑北谷Ⅱ (234010016)	神崎郡神河町大畑(別図81 のとおり)	土石流	別図81のとおり
大畑上谷Ⅱ (234010017)	神崎郡神河町大畑(別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
長谷南谷Ⅱ (234010019)	神崎郡神河町大畑(別図83 のとおり)	土石流	別図83のとおり
谷山川北谷Ⅰ (234010020)	神崎郡神河町大畑(別図84 のとおり)	土石流	別図84のとおり
山田下谷Ⅰ (234010080)	神崎郡神河町山田(別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり
東山谷川第二左支溪Ⅰ (234010083)	神崎郡神河町中村(別図86 のとおり)	土石流	別図86のとおり
福本右谷Ⅱ (234010102)	神崎郡神河町福本(別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり

福本中谷Ⅱ (234010103)	神崎郡神河町福本（別図88 のとおり）	土石流	別図88のとおり
福本下谷Ⅱ (234010104)	神崎郡神河町福本（別図89 のとおり）	土石流	別図89のとおり

（別図1から別図89までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を令和元年7月1日から次のとおり変更する。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

なお、くろまぐろについては別に定める。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(i) 第1種特定海洋生物資源の平成30年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成30年1月から平成30年12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から平成30年12月まで	

まさば及びごまさば	平成30年7月から令和元年6月まで	若干
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚種	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干
するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚種	採捕の種類	海域	管理の対象となる期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	令和元年5月6日から令和元年6月15日まで	2,020
	刺網漁業(さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成31年4月20日から令和元年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年6月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立国際観光芸術専門職大学（仮称）建築工事（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

豊岡市山王町17番10

(3) 工事概要

ア 本館棟 鉄骨造 4階建塔屋 1階	延べ面積	9,043.67㎡
イ 実習棟 鉄筋コンクリート造 2階建	延べ面積	3,610.64㎡
ウ 屋外付帯工事 駐輪場 鉄骨造平屋建 4棟	延べ面積	151.60㎡
車いす駐車場 鉄骨造平屋建 1棟	延べ面積	25.74㎡
舗装、雨水排水、植栽他 一式		

(4) 工期

令和3年1月29日限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和元年10月中旬・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成16年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,200㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上3階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が3,600㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上1階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

- (7) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社東畑建築事務所
- (4) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (9) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。
- (2) 特別共同企業体の資格要件
- ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。
また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。
- イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。
また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)の点数が大きい者とする。
なお、その総合評定値(P)の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。
- ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和元年8月13日（火）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。
- オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。
- (3) 配置技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。
- (7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。
- (4) 平成16年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,200㎡以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上3階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事の施工経験を有すること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。
なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。
なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。
- 4 契約条項等を示す期間及び場所
建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間
令和元年6月28日（金）から同年8月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を含め、定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課
電話（078）341-7711 内線4340、4365
- 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付
- (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和元年6月28日（金）から同年7月8日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和元年6月28日（金）から同年8月16日（金）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和元年7月1日（月）から同月8日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みを使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したもとする。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和元年8月19日（月）及び同月20日（火）午前9時から午後5時まで（令和元年8月20日（火）は正午まで）

(2) 開札日時

令和元年8月21日（水）午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金
要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については55パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和元年8月21日（水）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月26日（月）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(4)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課あて申請し、開札時までに取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県県土整備部契約管理課にて落札決定日の翌日までに公表します。

また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表します。

10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Construction of the Hyogo Professional University of International Tourism and Performing Arts (tentative name)
 - (a) Main Building
Steel structure, 4 above-ground stories with 1-story rooftop structure
Total area 9,043.67 m²
 - (b) Practical Education Building
Steel reinforced concrete structure, 2 above-ground stories
Total area 3,610.64 m²
 - (c) Outdoor facilities
Bicycle parking
Steel structures, 1 above-ground story, 4 buildings
Total area 151.60 m²
Accessible parking
Steel structure, 1 above-ground story, 1 building
Total area 25.74 m²
Pavement, drainage, planting, and other outdoor structures
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 July 8, 2019
- (3) Deadline for tender:
12:00 August 20, 2019
- (4) Contact:
Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau,
Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4365



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町宮西二丁目49番1から49番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町宮西二丁目6番23号
豊田豊子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年4月17日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-32-2号（30播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年6月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市揖西町長尾字出合295番4、319番1の一部、320番1の一部、320番3、321番1の一部、321番3、324番の一部、326番の一部
同 市揖西町長尾字北角1063番
同 市揖西町北沢字大橋463番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町堂本102番地2
株式会社菅長 代表取締役 菅長良行
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年7月31日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1ー7号(30たつの)

~~~~~

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年6月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
排水ポンプ車1台の購入
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和2年3月27日(金)
  - (4) 納入場所  
兵庫県中播磨県民センター(姫路市北条1ー98)
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等  
入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
  - (1) 書面による入札  
ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 緒方

電話 (078) 341-7711 内線4922 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年6月28日(金)から同年7月12日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和元年8月7日(水)午後2時 兵庫県庁西館小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和元年8月6日(火)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和元年6月28日(金)から同年7月12日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和元年7月12日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和元年7月31日(水)午後5時から同年8月7日(水)午後2時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和元年6月29日(土)から同年7月24日(水)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和元年6月29日(土)から同年7月12日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和元年7月12日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

「仕様確認申込書」及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和元年7月31日(水)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年8月5日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年8月22日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 Drainage pump Car

## (3) Delivery period: March 27, 2020

## (4) Delivery place:

Higashiharima Public Works Office

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 12, 2019

## (6) Deadline for tender:

14:00 August 7, 2019 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 August 6, 2019 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Ogata, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4922

病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年6月28日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第4号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「兵庫県立柏原病院」を「兵庫県立丹波医療センター」に改める。

(病院局組織規程の一部改正)

第2条 病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第8条の表県立柏原病院の項を削り、同表県立加古川医療センターの項の次に次のように加える。

|            |          |
|------------|----------|
| 県立丹波医療センター | 丹波市氷上町石生 |
|------------|----------|

第9条第3項中「県立淡路医療センター、県立柏原病院」を「県立丹波医療センター、県立淡路医療センター」に改める。

第10条の表県立柏原病院の款を削り、同表県立加古川医療センターの款の次に次のように加える。

|            |            |                  |
|------------|------------|------------------|
| 県立丹波医療センター | 総務部        | 総務課 医事企画課 経理課    |
|            | 診療部        |                  |
|            | 医療安全部      | 医療安全課            |
|            | 検査・放射線部    |                  |
|            | リハビリテーション部 | リハビリテーション課       |
|            | 看護部        |                  |
|            | 薬剤部        |                  |
|            | 栄養管理部      | 栄養管理課            |
|            | 地域医療連携部    | 地域医療連携課          |
|            | 総合診療センター   | 業務課 診療・健診課 訪問看護課 |

第11条の表県立柏原病院の款を削り、同表県立加古川医療センターの款の次に次のように加える。

|            |     |            |                                                                       |
|------------|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 県立丹波医療センター | 診療部 | 内科         | 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科                 |
|            |     | 外科         | 外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科                                              |
|            |     | 上記以外の診療科名等 | リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科口腔外科 |

第24条の13第1項中「総合診療センターにおいては、」の右に「丹波市ミルネ診療所及び丹波市ミルネ訪問看護ステーションに関する」を加え、同項第1号中「丹波市ミルネ診療所の開設準備に関すること。」を「診療所及び訪問看護ステーションの医療事務等に関すること。」に改め、同条第1項第2号中「丹波市ミルネ訪

問看護ステーションに関すること。」を「診療及び健診に関すること。」に改め、同項第2号の次に次のように加える。

(3) 訪問看護に関すること。

第33条の表総合診療センター長の款の項中「県立柏原病院」を「県立丹波医療センター」に改める。

第34条の表次長の款の項中「県立柏原病院総合診療センター、」を削り、「県立加古川医療センター生活習慣病センター及びリウマチ膠原病センター、」の右に「県立丹波医療センター総合診療センター、」を加え、同表主任検査技師の款の項中「又は検査・放射線室」を「、検査・放射線室又は県立丹波医療センターの総合診療センター」に改める。

(病院局地方機関処務規程の一部改正)

第3条 病院局地方機関処務規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項の表県立柏原病院の項を削り、同表兵庫県立加古川医療センターの項の次に次の項を加える。

|            |    |
|------------|----|
| 県立丹波医療センター | 丹医 |
|------------|----|

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「又は兵庫県立柏原病院」を削る。

別表第9 県立柏原病院の項を削り、県立加古川医療センターの項の次に次のように加える。

|            |    |    |             |             |
|------------|----|----|-------------|-------------|
| 県立丹波医療センター | 職員 | 医長 | 院長          | 院長          |
|            |    |    | 医療監         | 医療監         |
|            |    |    | 副院長         | 副院長         |
|            |    |    | 参事          | 参事          |
|            |    |    | 診療部長        | 診療部長        |
|            |    |    | 総合診療センター長   | 総合診療センター長   |
|            |    |    | 医療安全部長      | 医療安全部長      |
|            |    |    | 検査・放射線部長    | 検査・放射線部長    |
|            |    |    | リハビリテーション部長 | リハビリテーション部長 |
|            |    |    | 栄養管理部長      | 栄養管理部長      |
|            |    |    | 地域医療連携部長    | 地域医療連携部長    |
|            |    |    | 部長          | 部長          |
|            |    |    | 科部長         | 科部長         |
|            |    |    | 医長          |             |

別表第16地方機関の款中「県立柏原病院の総合診療センター長、」を削り、「県立加古川医療センターの生活習慣病センター長、リウマチ膠原病センター長及び救命救急センター長、」の右に「県立丹波医療センターの総合診療センター長、」を加える。

(病院局地域医師修学資金貸与規程の一部改正)

第5条 病院局地域医師修学資金貸与規程（平成22年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「兵庫県立淡路医療センター、兵庫県立柏原病院」を「兵庫県立丹波医療センター、兵庫県立淡路医療センター」に改める。

(病院局看護師修学資金貸与規程の一部改正)

第6条 病院局看護師修学資金貸与規程（平成23年兵庫県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「兵庫県立淡路医療センター、兵庫県立柏原病院」を「兵庫県立丹波医療センター、兵庫

県立淡路医療センター」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年7月1日から施行する。

病 院 局 告 示

兵庫県病院局告示第7号

1に掲げる公印を令和元年6月30日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、同年7月1日からその使用を開始する。

令和元年6月28日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

1 廃止公印の名称及び印影

|                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |
| 兵庫県立柏原病院<br>院長印<br>(一般)                                                           | 兵庫県立柏原病院企業<br>出納員印 (一般)                                                           | 兵庫県立柏原病院<br>院長印<br>(特殊)                                                            |

2 新調公印の名称及び印影

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| 兵庫県立丹波医療センタ<br>ー院長印 (一般)                                                            | 兵庫県立丹波医療センタ<br>ー院長印 (特殊)                                                            | 兵庫県立丹波医療センタ<br>ー企業出納員印 (一般)                                                          | 兵庫県立丹波医療センタ<br>ー印 (特殊)                                                                |

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第3号

兵庫県文化財保護条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 兵庫県文化財保護条例施行規則（昭和51年兵庫県教育委員会規則第10号）様式第1号、様式第1号の2及び様式第4号から様式第18号まで
- (2) 兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第14号）様式第1号から様式第19号まで及び様式第21号

(3) 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県教育委員会規則第3号）別表  
 (4) 情報公開条例施行規則（平成12年兵庫県教育委員会規則第6号）別表  
 附 則  
 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁  
 教 育 事 務 所  
 教 育 機 関

教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和元年6月28日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員健康管理規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。  
 様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号、様式第10号及び様式第11号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則  
 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和元年6月28日

兵庫県公安委員会  
 委員長 豊 川 輝 久

兵庫県公安委員会規則第2号

情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 情報公開条例施行規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
 別表1の部中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表1の部中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(兵庫県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
 第26条第5項中「運転免許取得者教育」の右に「の認定」を加え、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第6項及び第7項中「運転免許取得者教育」の右に「の認定」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第8項中「運転免許取得者教育」の右に「の認定」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「はり付け」を「貼り付け」に改める。

附 則  
 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

警 察 本 部 告 示

兵庫県警察本部告示第72号

情報公開条例施行規程及び個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定め

る。

令和元年6月28日

兵庫県警察本部長 加藤 晃 久

情報公開条例施行規程及び個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

(情報公開条例施行規程の一部改正)

第1条 情報公開条例施行規程(平成13年兵庫県警察本部告示第1119号)の一部を次のように改正する。

別表1の部中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 個人情報の保護に関する条例施行規程(平成18年兵庫県警察本部告示第248号)の一部を次のように改正する。

別表1の部中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

正 誤

○平成27年3月31日付け(兵庫県公報第14号外)

兵庫県訓令第2号(行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令)中

| (ページ) | (行)   | (誤)        | (正)          |
|-------|-------|------------|--------------|
| 38    | 上から29 | 尼崎総合医療センター | 県立尼崎総合医療センター |



○令和元年6月1日付け(兵庫県公報号外)

兵庫県告示第101号(令和元年度第2・四半期における保安林の皆伐限度面積)中

| (ページ) | (行)                      | (誤) | (正)   |
|-------|--------------------------|-----|-------|
| 2     | 表加古川の款佐治川～篠山川の項中<br>上から1 | 篠山市 | 丹波篠山市 |